

# 第3次訴訟の準備を進めています

前回の「TPP新聞」(Vol.06)では、第3次訴訟の構想について概略をお伝えしました。今回は、その後について、弁護団で協議中の内容をお伝えします。



## 憲法・法律で保障された当事者の権利確認を求める

日本政府は、TPP協定に関連する国内法(※1)や政省令(※2)の改正を成立させ、国内手続きを完了させました。加えて、国内では主要農作物種子法の廃止や水道法の改正などの動きもあり、TPPに関連する内容がますます具体化されつつあります。

そこで私たちは、第3次訴訟で「当事者訴訟」という訴えを検討しています。行政事件訴訟法第4条では、国を相手とする「公法上の法律関係に関する確認の訴え」(実質的当事者訴訟)が認められており、法律などで保障されている当事者の権利や地位について、国に対して確認を求めることができます。

最近の例では、国が医薬品のネット販売を制限する規則を制定したことについて、薬事会社が国を相手として、憲法22条1項(営業の自由)や薬事法により、自分たちがネット販売する権利は保障されるとして、その確認を求めた裁判があります。裁判所は、薬事会社の請求を認める判決を下し、政府はネット販売を

一部解禁しました。

今回でいうと、例えば、TPP協定や関連法の制定に伴い、憲法22条1項(営業の自由)やその他の法律上の権利を侵害された農家Aさんが、国を相手に、Aさんの権利や地位の確認を求める訴えを起すこととなります。併せて、TPP協定や関連法の制定が違憲・違法であることの確認を求めます。

また、安全な食品を供給されず、遺伝子組み換え食品などを食べることを余儀なくされた消費者Bさんが、憲法13条(幸福追求の権利)やその他の法律上のBさんの権利、地位の確認を求めることも考えられます。

その他にも、関税撤廃によって安定した経営ができなくなった農家や、高額医療を余儀なくされる患者などの皆さんが原告となり、同様に憲法や法律で保障された権利や地位の確認を求めていきます。

このように、原告一人一人の権利が、TPP協定や関連法で変更される恐れがあることを裁判所に具体的に伝え、その変更が違法・違憲であるとの確認を求めることで、被害の実態を明らかにしていければと考えています。

これらは、まだ弁護団で構想しているもの一部です。原告の皆さんから被害や不安をお聞きしながら、皆さんの持つ権利をどのように訴えていくか、さらに検討を重ねていきます。原告・弁護団が一体となって道を開き、私たちの権利を守り抜いていきましょう。

※1:2016年12月9日、TPP協定承認案とともに、11の関連法改正案(関税暫定措置法、著作権法、特許法、商標法、医薬品・医療機器の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律、独占禁止法、畜産物の価格安定に関する法律、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律など)が一括で可決・成立した。ただし、TPP協定が発効しない限り、関連法は施行されない。

※2:日本政府は2017年11月20日、TPP協定に関連する政省令(特許法施行令、関税法施行令、医薬品・医療機器に関する省令など)の準備が整ったとして閣議決定を行い、国内手続きが完了した旨を寄託国であるニュージーランドに通報した。

弁護団

**田井 勝**

(たい・まさる)

1975年生まれ。香川県高松市出身。京都大学法学部卒業。2007年弁護士登録、横浜合同法律事務所所属。



# 【 TPPとともに改悪されつつある国内法 】

## 1 主要農作物種子法の廃止

3月23日の衆議院農林水産委員会、米、麦、大豆など主要穀物の種子の生産・普及を都道府県に義務付けた種子法を廃止する法案が可決されました。これまで、国内で100%自給してきた主要穀物の種子の開発に、民間事業者を参入させて活発化させる狙いです。これにより、海外の巨大な多国籍企業が参入し、公的機関の下で管理されてきた基礎食料の原種や優良品種が守れなくなる恐れが出てきています。

## 2 水道民営化

3月7日、水道民営化の道を開く水道法改正案が衆議院に提出されました。成立すれば、施設は地方公共団体が保有しつつ、運営権は民間事業者に与える「コンセッション」方式の運営が可能になります。海外では民営化による料金高騰などで再公営化が相次いでいるほか、大阪市の民営化議案も慎重な意見が強く勝案となっています。外資参入や効率主義の運営が進み、国民の生命に欠かせない水が危険にさらされないか心配されます。

## 3 政府による官民連携推進施策

政府は、地方自治体の公共施設が保有する維持管理やサービスの提供について、民間事業者との連携（PPPやPFI※）の推進や優先的な検討を求めています。さらに、PPP/PFIを強かに推進するために地方公共団体に様々な義務・義務を負わせ、民間事業者にとって高い収益性を確保するよう求める法案も審議中です。政府は、官民連携により、民間主導の効率的なサービスの提供、新たなビジネス機会の創出につながるとしていますが、利益偏重の民間事業者に公共施設の維持や運営を任せれば、国民生活に必要な公共サービスが損なわれるほか、地域の公共施設のあり方を住民が主体的に決定することができなくなり、地方自治が空洞化する懸念があります。

※PPP: Public Private Partnership / PFI: Private Finance Initiative

pal\*system

パルシステムはTPPに反対します！



パルシステム生活協同組合連合会

<http://www.pal-system.co.jp/>

全農林

NORIN

全農林は、地域社会と農林水産業を守るため、TPPに反対します。

全農林労働組合

〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1

TPP新聞

制作・発行

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10 ライオンズマンション平河町216

Vol.07 2017年4月

TEL 03-5211-6880

FAX 03-5211-6886

MAIL [info@ipphantai.com](mailto:info@ipphantai.com)

編集協力

株式会社パルシステム・リレーションズ

デザイン

株式会社 VUIDEA